

議案第 26 号

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
(昭和 43 年板橋区教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように
改正する。

第 2 条の表指導室の項を次のように改める。

指導室

教職員係

学習支援係

特別支援教育係

学校経営支援係

第 6 条第 1 項の表に次の 1 項を加える。

学校経営支援係

(1) いじめ対策の推進及び対応の支援等に関すること。

(2) 学校の経営支援に関すること。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、所要の規定を整備する必要がある。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 昭和43年 3 月30日 東京都板橋区教育委員会規則第 1 号 (目的) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項及びその他法令の規定に基づき、東京都板橋区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、分掌事務その他必要な事項に関し定めることを目的とする。 (分課) 第 2 条 事務局に次の課、室及び係を置く。 教育総務課 庶務係 計画係 学校職員係 部活動地域移行係 学務課 学事係 学校運営保健係 学校給食係 幼稚園係 指導室 教職員係 学習支援係 特別支援教育係 学校経営支援係 新しい学校づくり課	○東京都板橋区教育委員会事務局組織規則 昭和43年 3 月30日 東京都板橋区教育委員会規則第 1 号 (目的) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項及びその他法令の規定に基づき、東京都板橋区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、分掌事務その他必要な事項に関し定めることを目的とする。 (分課) 第 2 条 事務局に次の課、室及び係を置く。 教育総務課 庶務係 計画係 学校職員係 部活動地域移行係 学務課 学事係 学校運営保健係 学校給食係 幼稚園係 指導室 教職員係 学習支援係 特別支援教育係 本号追加 新しい学校づくり課

新	旧
学校施設係 学校整備係 学校配置調整第一係 学校配置調整第二係 生涯学習課 社会教育推進係 文化財係 地域教育力推進課 地域連携係 青少年係 あいキッズ係 (次長等の設置並びに資格及び任命) 第3条から第5条 略 第6条 指導室の係の分掌事務は、次のとおりとする。 教職員係 (1) 教職員の人事、服務及びその他身分取扱い(諸給与及び福利厚生を除く。)に関する事。 (2) 幼稚園教育職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。 (3) 非常勤講師及び臨時的任用教員の人事に関する事。 (4) 室内他の係に属しない事。 学習支援係 (1) 教育指導に関わる事務(研究・研修を除く。)に関する事。 (2) 教科書の採択及び無償給与に関する事。 (3) 学校の校外行事に関する事。 (4) 学習支援に関わる人材の配置に関する事。 特別支援教育係 (1) 特別支援教育の運営に関する事。 (2) 特別支援学級の設置・廃止・学級編制に関する事。	学校施設係 学校整備係 学校配置調整第一係 学校配置調整第二係 生涯学習課 社会教育推進係 文化財係 地域教育力推進課 地域連携係 青少年係 あいキッズ係 (次長等の設置並びに資格及び任命) 第3条から第5条 略 第6条 指導室の係の分掌事務は、次のとおりとする。 教職員係 (1) 教職員の人事、服務及びその他身分取扱い(諸給与及び福利厚生を除く。)に関する事。 (2) 幼稚園教育職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。 (3) 非常勤講師及び臨時的任用教員の人事に関する事。 (4) 室内他の係に属しない事。 学習支援係 (1) 教育指導に関わる事務(研究・研修を除く。)に関する事。 (2) 教科書の採択及び無償給与に関する事。 (3) 学校の校外行事に関する事。 (4) 学習支援に関わる人材の配置に関する事。 特別支援教育係 (1) 特別支援教育の運営に関する事。 (2) 特別支援学級の設置・廃止・学級編制に関する事。

新	旧
(3) 専門家の巡回指導に関すること。 (4) 介添員に関すること 学校経営支援係 (1)いじめ対策の推進及び対応の支援等に関すること。 (2)学校の経営支援に関すること。 2 指導主事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 教職員の指導及び助言に関すること。 (2) 区立学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 (3) 教材の取扱いに関すること。 (4) 調査及び報告に関すること。 以下略 付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。	(3) 専門家の巡回指導に関すること。 (4) 介添員に関すること 本号追加 2 指導主事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 教職員の指導及び助言に関すること。 (2) 区立学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 (3) 教材の取扱いに関すること。 (4) 調査及び報告に関すること。 以下略 付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。